

## 1 趣旨

### (1) 教職員対応要領の策定

教職員対応要領は、障害者差別解消法（以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、国が示す基本方針に即して、法第7条に規定する事項に関し、北九州市立学校・園における教育活動・事務等（以下「教育活動等」という。）の実施に当たり、障害を理由とする差別を行わないように、教職員が適切に対応するために必要な事項を定めたものです。

なお、教育委員会では、この対応要領を分かりやすく説明し、実践的なものとするため、本ガイドラインを作成しています。

### (2) 対象となる障害者

対象となる障害者・障害児（以下「障害者」という。）は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるというモデル（いわゆる「社会モデル」）の考え方を踏まえているものです。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれています。また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

**社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。**

- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ 観念（障害のある方への偏見など）

**などがあげられます。**

## ■ 障害者差別解消法の参照条文

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針)

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～6 （略）

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2～5 （略）

## ■ 国の「基本方針」に定められた「対応要領」に関する規定

### 第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

#### 2 対応要領

##### (1) 対応要領の位置付け及び作成手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応要領を公表しなければならない。

##### (2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

#### 3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共団体等における対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては努力義務とされている。地方公共団体等において対応要領を作成する場合には、2(1)及び(2)に準じて行われることが望ましい。国は、地方公共団体等における対応要領の作成に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずること等により協力しなければならない。

## **2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方**

### **(1) 不当な差別的取扱い**

#### **① 基本的な考え方**

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる教育活動等について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことです。

#### **② 正当な理由の判断の視点**

不当な差別的取扱いであるのかどうかの判断には、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となります。正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。

正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者や第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止など）及び教育活動等の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

なお、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、拡大解釈や具体的な検討もなく単に安全の確保などという説明のみでサービスを提供しないと行ったことは適切ではありません。

正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得ることが求められます。

### ③ 具体例

教育活動等を行うに当たり、次のような取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」となるおそれがあります。不当な差別的取扱いに当たり得る例としては、以下のような取扱いが一例として考えられます。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これに限られるものではありません。また、客観的に見て正当な理由が存在する場合（第2(1)②参照）は、不当な差別的取扱いに該当しない場合があることにご留意ください。

#### (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に公共施設等の利用を制限する。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 教育活動等の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来校の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒んだりする。

## (2) 合理的配慮

### ① 基本的な考え方

#### <合理的配慮とは>

障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めています。

合理的配慮は、北九州市立学校・園における教育活動等の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の教育活動等に付随するものに限られ、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、教育活

動等の目的・内容・機能の本質的な変更には及びません。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について様々な要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものです。合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変遷することにも留意すべきです。

### ＜意思の表明＞

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられます。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていないことなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組が望まれます。

### ＜環境整備との関係＞

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者・支援者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場合において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしています。

新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待されています。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要です。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と

連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信における情報アクセシビリティ向上のための施策、教職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要です。

合理的配慮は、上述の、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、その上で、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置です。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。

また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

※ 「環境の整備」の、バリアフリーに関する整備の一例として次のようなことが考えられます。

- ・ 施設内の段差を解消すること、スロープを設置すること
- ・ トイレをバリアフリー化・オストメイト対応にすること
- ・ 階段や表示を見やすく明瞭にすること
- ・ 車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善すること
- ・ 誘導用の点字ブロックの設置を進めること

### <教育活動等に伴う委託等について>

北九州市立学校・園がその教育活動等の一環として実施する業務を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むことが望まれます。

### ② 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

なお、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供を求める法の趣旨が形骸化されるべきではなく、拡大解釈や具体的な検討もなく合理的配慮の提供を行わないといったことは適切ではありません。

過重な負担に当たると判断した場合、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得ることが望まれます。

\* 教育活動等への影響の程度（教育活動等の目的・内容・機能を損なうか否か）

- \* 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- \* 費用・負担の程度

### ③ 具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものですが、具体例としては、次のようなものがあります。

なお、記載した具体例については、第2(2)②で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意し、障害者の性別、年齢、状態等に十分に配慮する必要があります。

#### （合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープをかけるなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、本人に確認し会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 災害や事故が発生した際、校内（館内）放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 一人で来校した障害者には、必要に応じて、扉の開閉や誘導を行う。

#### （合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などの障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を用いて、可能な範囲で対応する。
- 問合せ先・連絡先にFAX番号やメールアドレスを表記（併記）する。
- 行事や講演会等において、手話通訳や要約筆記などの情報保障があることを開催案内等（チラシ、ポスター、学校・園だより等）で明示し、事前申込書等で手話通訳など特別な配慮が必要な場合等の希望を確認し、対応する。

- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害者に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるように電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに、具体的に説明する。
- 知的障害者など意思疎通が不得意な障害者に対して、絵カード等を活用して、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されるように対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚障害者や知的障害者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

### **(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)**

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えたりする。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、本人の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 施設内の駐車場等において、障害者の来校が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、本人に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害者の理解を援助する者の同席を認める。

### (3) 障害の特性と対応について

障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められます。

以下、主な障害特性と対応時に配慮すべき事項などを簡単にまとめています。

#### 視覚障害のある人

視覚障害と一言で言っても、見え方により、ニーズも違ってきます。

大きく分けて、全く見えない人（全盲）、見えにくい人（弱視）、に分かれます。

さらに、見えにくい人（弱視）の場合、その人その人により見え方が違います。

例えば、

- ・ 視野が狭い
- ・ 視力が低い
- ・ ぼやける
- ・ まぶしく見える
- ・ 中心部分が見えない
- ・ 中心部分だけが見えるといった状態にある人 等がいます。

そのため、相手の人の見え方を聞いておくと、配慮の仕方の参考となります。

#### 〔主な障害特性〕

- ・ 視覚による情報を受け取ることが困難
- ・ 移動にも困難が伴う

#### 〔主な対応〕

- ・ 音声や点字表示など、視覚情報を代替する配慮
- ・ 中途受障では白杖歩行や点字の触読が困難な人も多いため留意が必要
- ・ 声をかけるときには前から近づき「〇〇さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗り、その場を離れるときにも声をかけて相手に分かるようにする
- ・ 説明するときには「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」などと指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」などと具体的に説明したり、クロックポジション（時計の文字盤を見立てた表現）で位置や方向を説明したりする
- ・ 言葉で説明する場合に、触れられる物がある場合には直接触れてもらう
- ・ 普段から通路（点字ブロック上など）に通行の妨げになる物を置かない、視覚障害者が使用している物の位置を変えないなど周囲の協力が不可欠
- ・ 誘導するときは、いきなり相手の体に触らずに、まずどのように誘導すればよいか尋ねる
- ・ 誘導する人は、自分の腕か肩をつかんでもらい、障害者の斜め半歩前に立って、道路や周囲の状況などの情報を提供しながら、速度を合わせて歩く

- ・ 主に弱視の場合、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらうなどの配慮が必要
- ・ パワーポイント等を用いて説明する際には、言葉で分かりやすく説明する
- ・ 会議等では、発言者が分かるように名前を言ってから発言する

## 聴覚障害のある人

聴覚障害と一言で言っても、聞こえ方や当事者の育った環境、年齢などによりニーズも違ってきます。

大きく分けて、音声言語を取得する前に聞こえない、又は聞こえにくくなった人（ろう者、難聴者）と、習得した後に聞こえなくなった、又は聞こえにくくなった人（中途失聴者、難聴者）に分かれます。

### 〔主な障害特性〕

- ・ 聴覚による様々な情報を受け取ることが困難
- ・ 聴覚障害は、外見では分からない障害であるため、社会の様々な場面において誤解を受けやすく孤立しやすい
- ・ コミュニケーションの方法も、手話を主なコミュニケーション手段とする人、文字によるコミュニケーション（筆談、字幕、要約筆記）を必要とする人など様々である

### 〔主な対応〕

- ・ 手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見て分かる情報を提示し、相手のニーズに合ったコミュニケーションを取る配慮
- ・ 補聴器や人工内耳を装用し、残響や反響のある音を聞き取ることが困難な場合には、代替する対応への配慮（磁気誘導ループの利用など）
- ・ 聴覚障害のある人は、聞こえなくても、口を見て読み取れる場合もあるので、はっきりと口を動かして表情豊かに話す
- ・ 筆談等、より具体的な視覚的情報も併用する
- ・ スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる
- ・ 会議やシンポジウムなど複数の人で話すときは、できるだけゆっくりと一人ずつ発言するなどの配慮を行う
- ・ 説明や話の内容が理解できているか、場合によっては、本人に確認をする

## 言語障害のある人

言語障害の人には、様々な人がいますが、大きく分けると2通りの人がいます。

- ・ 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の言語機能に何らかの障害がある人（言語機能の障害：失語症など）
- ・ 言語機能には問題はないが、言葉話すための発語器官に麻痺等があり言葉が不明瞭な人、声を出すための声帯に異常や欠損があるために声が出ない、出しにくい人（音声機能の障害：構音障害、音声障害など）

### 〔主な障害特性〕

#### （言語機能の障害がある方）

- ・ 聞くことの障害  
音は聞こえるが「言葉」の理解に障害があり、話の内容が分からない  
単語や簡単な文なら分かる人でも早口や長い話になると分からなくなる
- ・ 話すことの障害  
伝えたいことをうまく言葉や文章にできない  
発語がぎこちない、いいよどみが多い、誤った言葉で話す

#### （音声機能の障害がある方）

- ・ 「話すこと」に障害があるが、言葉を思い浮かべること、人の話を理解すること、読み書きに問題はない

### 〔主な対応〕

#### （言語機能の障害がある方）

- ・ 表情が分かるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短い言葉や文章で、分かりやすく話しかける
- ・ 一度でうまく伝わらないときは、繰り返して言ったり、別の言葉に言い換えたり、漢字や絵でかいたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすい
- ・ 「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい
- ・ 話し言葉以外の手段（カレンダー、地図、時計など身近にあるもの）を用いると、コミュニケーションの助けとなる

#### （音声機能の障害がある方）

- ・ しっかりと話を聞く
- ・ 会話補助装置などを使ってコミュニケーションを取ることも考慮する

## 肢体不自由者

肢体不自由とは、手や足などの体の一部、または全部に障害があることをいいます。症状や原因もいろいろあり、「生まれたときから」「事故で」「病気の後遺症で」など様々です。

### 〔主な障害特性〕

- ・ 日常生活動作（移動、食事、更衣、排せつ、入浴など）に困難がある

### 〔主な対応〕

#### （車椅子を使用されている場合）

- ・ 段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮
- ・ 机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮
- ・ ドア、エレベーターの中のスイッチなどの機器操作のための配慮
- ・ 目線を合わせて会話する

#### （杖などを使用されている場合）

- ・ 上下階に移動するときの手すりの設置など
- ・ 滑りやすい床などは転びやすいので、雨天時などの対応
- ・ トイレでの杖置きを設置や靴の履き替えが必要な場合に椅子を用意するなどの配慮

## 内部障害のある人

内部障害とは、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼう胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIV による免疫機能のいずれかの障害により日常生活に支障があります。

### 〔主な障害特性〕

- ・ 外見からは障害があることが分からない、分かってもらいにくい
- ・ 疲れやすく長時間の立位などが困難な場合がある
- ・ 常に医療的対応を必要とすることが多い

## 〔主な対応〕

- ・ ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響を受けることがあるので注意すべき機器や場所などの知識をもつ
- ・ 呼吸器機能障害のある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらうよう配慮
- ・ 窓口対応などにおいて、ストーマ（人工肛門、人工膀胱などの手術で腹部に造設した「排泄口」）を有している人は、装具を交換する必要があるときに、席を外すことがある

## 知的障害のある人

知的障害のある人とは、知的機能の障害（知能を中心とした発達の遅れ）が18歳前後までに現れ、日常生活において何らかの援助を必要としている人のことをいいます。

知的障害といっても、全ての能力が劣っているというわけではありません。その人によって特性が一人一人異なります。

## 〔主な障害特性〕

- ・ 周囲の人からの状況説明を理解できない場合がある
- ・ 周囲の人に自分のこと（氏名・住所・連絡先）を説明できない場合がある
- ・ 異常事態により情緒不安定やパニック等が起こることがある
- ・ 状況、環境の変化に柔軟に対応することが苦手で、苦手な事態に遭遇すると体調を崩しやすくなる場合がある
- ・ 他者との交流が苦手な場合がある
- ・ 具体的なことに比べて、抽象的なことを理解するのが苦手
- ・ 読み書きや言葉の理解、計算が苦手
- ・ 作業手順を覚えることや課題の処理に時間がかかる
- ・ 一度に複数の指示を出されると、指示が抜けてしまう
- ・ 空間的な理解や判断が苦手

## 〔主な対応〕

- ・ 言葉による説明などを理解しにくいいため、ゆっくり、丁寧に、分かりやすく話すことが必要

- ・ 文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書を分かりやすい表現に直すなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人一人の障害の特性により異なる
- ・ 写真、絵、ピクトグラムなど分かりやすい情報提供を工夫する
- ・ 説明が分からないときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席したりするなど、理解しやすくなる環境を工夫する

## 発達障害のある人

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、その他これに類する脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現するものです。

### 〔主な障害特性〕

- ・ 得意なことや苦手なことは人によって様々である
- ・ 知的発達に遅れを伴わない場合もある
- ・ 同時にたくさんの情報処理が苦手
- ・ 自分にとって必要な情報を選択することや物事の優先順位の決定が苦手なため、適切な行動を取りにくい
- ・ 聴覚的な情報処理よりも、視覚的な情報処理の方が得意な場合が多い
- ・ いつもと違う状況や環境で不安になると調子を崩しやすい
- ・ 突発的な災害などの危険な状況が分からず、臨機応変に対応することが困難
- ・ 人と上手に関わるのが苦手で、集団行動を取りにくい場合がある
- ・ 感覚の過敏さや鈍さがあり、大きな声や子どもの泣き声に怯えたり、急に触られると過剰に反応したりする
- ・ 痛みに鈍く怪我や病気に気付かない場合もある
- ・ 外見上は障害があることが分かりにくく、健常者と同程度やそれ以上に秀でた能力をもつこともあるため、困難な面が周囲に理解されにくい

### 〔主な対応〕

- ・ 先の見通しがもてるように、具体的なスケジュールを提示する
- ・ 分かりやすく肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（「○○しようね」といった肯定的な柔らかい言葉で伝える、その人の興味・関心に沿った内容や文字・図・イラスト等を使って説明するなど）

- ・ スモールステップによる支援（手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新しく挑戦する部分は少しずつにする）
- ・ 感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う（イヤーマフを活用する、大声で説明せず穏やかな口調で話しかけ必要に応じて文字に書くなど視覚的に内容を伝える、人の視線や刺激を軽減し集中できるように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）
- ・ エコラリア（オウム返し）のような特性がある障害者への意思確認に際しては、見て分かりやすい（絵カード、筆記等）手段を活用する
- ・ 得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICTを活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けたりするなど読みやすくなるように工夫する）
- ・ 苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする
- ・ 気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ 何らかの理由でパニックになったときは、静かな部屋に移動し落ち着くまで見守る

## 精神障害のある人

精神障害とは、統合失調症、気分障害、不安障害など様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさが生じています。

### 〔主な障害特性〕

- ・ 精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によってその障害特性や制限の度合いは異なる
- ・ 精神疾患の中には、長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある
- ・ 精神疾患により、「ひきこもり」が長期化することがある
- ・ 代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障害等がある

### （統合失調症の特性）

- ・ 目の前の出来事に考えがまとまらない
- ・ 危険であると分かっているのに、その場を離れられなかったり、考えていることに言動が伴わなかったりすることがある
- ・ 状況、環境の変化に柔軟に対応することが苦手で、苦手な事態に遭遇すると

調子を崩しやすくなる場合がある

- ・ 服薬継続が欠かせず、薬の副作用のため動作が緩慢になる場合もある
- ・ 他者との交流が苦手な場合がある

#### 〔気分障害の場合〕

- ・ 気分の波が主な症状として現れる病気。うつ状態のみを認める時はうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障害（躁うつ病）と呼ぶ
- ・ うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気が出ない、疲れやすい、考えが働かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい実行に移そうとするなどの症状が出る
- ・ 躁状態では気持ちが過剰に高揚し、普段ならあり得ないような浪費をしたりほとんど眠らずに働き続けたりする。その一方で、ちょっとした事にも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でも出来ると思い込んで人の話を聞かなくなったりする

#### 〔主な対応〕

- ・ ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
- ・ 一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理して、ゆっくり具体的に伝えることを心掛ける

### 高次脳機能障害のある人

高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が損傷を受けたため、その損傷部位に応じて、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力等の脳機能に障害が起きた状態をいいます。

症状の現れ方は個人差が大きく、一見しただけでは分かりにくいいため、本人が気づきにくいこともあり、周囲の理解を得るのが難しいという特徴があります。

#### 〔主な障害特性〕

- ・ 文字や表示、話の意味を十分に理解することが難しい場合がある
- ・ 必要な情報を見落としたり、忘れてしまったりすることがある
- ・ 言いたいことをうまくまとめて話せなかったり、言葉が出にくかったりする
- ・ 複数の指示を一度に言われたり、複数の指示者から言われたりすると混乱する

- 自分の感情や行動を調整することが難しくなることがある

### 〔主な対応〕

- 自分でメモを取ってもらい、双方で確認する
- 短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする
- 一つずつ順番にやる
- 感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えてクールダウンを図る

## 難病患者

難病には、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、クローン病、全身性エリテマトーデス等多くの種類があります。病状や障害の程度は、それぞれの病気で運動障害、消化機能障害、免疫機能低下など様々です。難治性であったり、経過が慢性化したりする疾患が含まれます。

外見からは病気であることが分からない人、症状が安定しない人、常時医療的ケアが必要な人、医療機器を日常的に利用している人もいます。

### 〔主な特性〕

- 神経筋疾患、代謝系疾患、免疫系疾患、消化器系疾患など様々な疾病があり、障害特性は多様である
- 常に医療的対応を必要とすることが多い
- 病態や障害が進行するケースが多い

### 〔主な対応〕

- それぞれの難病の特性が異なり、移動の困難さ、排泄の問題、疲れやすさ、状態の変動などに応じて、本人や家族等の希望や状態に応じた対応を検討することが必要

## ■障害特性に応じた具体的対応例■

### アンケートも多様な方法で（視覚障害）

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布していました。すると、視覚障害の方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるからとのことでした。

紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法を取ることで、視覚障害の方にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

### 呼び出し方法の改善（聴覚障害）

聴覚障害者（発語可能・4級）のAさんは事務手続きのため、受付を済ませ呼び出しを待っていましたがなかなか呼ばれませんでした。受付に、呼ばれていないことを申し出ると、「名前を呼びましたが、返事がありませんでした」とのことでした。音声による通常の呼び出ししか行われなかったためです。

その後、学校は対応を検討し、聴覚障害のある方には、文字情報などでも呼び出しを伝え、手続きに関するやりとりに関しても筆談等で対応することとしました。

### 建物の段差が障壁に（身体障害）

車椅子を使用している身体障害者（1級）Bさんが、外出中、建物に入ろうとすると大きな段差があり立ち往生してしまいました。

教職員に協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出てくれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

### 個別の対応で理解が容易に（発達障害）

発達障害のCさんは、全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまうことも多々ありました。

そこで、Cさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

### 苦手なことに対しては、事前のサポート（発達障害）

発達障害のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりませんでした。

そこで、Dさんの相談を受けている教職員は、「記入欄に鉛筆で丸を付けたり付箋を貼ったりして示す」「書類のモデルを作成して示す」「教職員が鉛筆で下書きする」などを試したところ、書類作成を失敗する回数が少なくなりました。

### **3 懲戒処分等**

教職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、信用失墜行為などに該当し、懲戒処分に付されることがあります。

### **4 相談窓口**

北九州市教育委員会に、市立学校・園の教職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族等からの相談等に的確に対応するための相談窓口を、総務部総務課、学務部教職員課、指導部特別支援教育課に設置します。

- ・子どもに関する相談・・・指導部特別支援教育課（教育支援委員会を含む）
- ・教職員に関する相談・・・学務部教職員課
- ・その他に関する相談・・・総務部総務課

### **5 研修・啓発**

障害者差別は、障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りなどにより引き起こされることが大きいと考えられることから、法の趣旨や障害特性に応じた配慮などについて、障害当事者を講師とする研修を含め、各種研修等を実施することにより、教職員の障害に関する理解の促進を図っていきます。